

軽米町空家等活用推進事業費補助金交付要綱

令和2年7月16日
軽米町告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽米町内の空き家の利活用により移住・定住を推進するため、軽米町空き家バンクに登録された物件の家財道具の処分等の環境整備及びリフォーム工事に要する経費に対し、予算の範囲内において軽米町空家等活用推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、軽米町補助金交付規則(昭和44年輕米町規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 軽米町空き家バンク設置要綱(令和元年輕米町告示第31号。以下「設置要綱」という。)に定める空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者等 設置要綱第4条第2項により通知を受けた者
- (3) 利用者 設置要綱第7条第2項により通知を受けた者
- (4) 環境整備 家財道具等の処分等をいう。
- (5) リフォーム工事 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う工事をいう。
- (6) 町内施工業者 町内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を置き、建築工事関連業務を営む者をいう。
- (7) 移住者 町外から軽米町に移住する者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家の所有者等又は利用者とする。ただし、土地又は建物を販売又は賃貸する事業を行う者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 空き家の所有者等において、事業実施後3年間補助金の交付を受けた物件を空き家バンクに登録する意思のない者。ただし、物件が成約となった場合を除く。
- (2) 空き家の利用者において、事業実施後3年間補助金の交付を受けた物件に居住する意思のない者。
- (3) 町税等を滞納している者

(4) その世帯の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員となる者が含まれている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次の各号に該当するものとする。

(1) 対象物件の屋内に係る環境整備に要する経費(ごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分委託費等)

(2) 空き家に係るリフォーム工事(町内施行業者が行う工事に限る。)に要する経費

2 この要綱の規定による補助金に係る環境整備及びリフォーム工事に関して、他の制度による補助金等を受けた場合は、当該経費の額から給付を受けた額を控除した額を対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 環境整備に要する経費の10分の10に相当する額(その額に、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(2) 空き家に係るリフォーム工事に要する経費の3分の1以内に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。ただし、移住者の場合にあっては、100万円を限度とする。

2 補助金は、同一物件に対し、前条第1項各号の経費についてそれぞれ1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等活用推進事業費補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)に誓約書(様式第3号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請を行うことができる期間は、空き家の売買又は賃貸借契約を締結する前、又は、空き家の売買又は賃貸借契約を締結した日から3年を経過するまでの期間とする。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、空家等活用推進事業費補助金交付決定書(様式第4号)により、当該申請者へ通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は申請内容を変更(軽微な変更を除く。)し、又は中止しようとするときは、速やかに空家等活用推進事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、空家等活用推進事業費補助金変更(中止)承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(前金払)

第9条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定に係る補助金の額の全部または一部を、前金払により交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により前金払を受けようとするときは、空家等活用推進事業費補助金前金払交付請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 第7条により補助金交付の決定を受けた者は、第4条第1項各号の業務を完了した日から30日以内、又は、当該日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空家等活用推進事業費補助金実績報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家等活用推進事業費補助金確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは空家等活用推進事業費補助金交付請求(精算)書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 補助金を交付することが適さないと町長が特に認めるとき。

2 町長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、空家等活用推進事業費補助金交付決定取消書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、第9条の規定により確定した額を超える補助金を前金払した場合、又は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、空家等活用推進事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。